

令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト（モビリティ人材育成事業）  
みなかみ町地域交通人材育成プロジェクト  
公募型プロポーザル実施要項

令和6年6月19日  
みなかみ町企画課

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト（モビリティ人材育成事業）  
みなかみ町地域交通人材育成プロジェクト
- (2) 業務場所 群馬県利根郡みなかみ町地内
- (3) 業務目的 路線バスや鉄道の利用者数は、現状維持を目指す目標設定に対してコロナ禍も相まって実績は減少傾向であり、その後回復まで至っていないのが現状である。公共交通の利用者数の減少が運行本数の減少や路線の減少を招き、運行本数と路線の維持が課題となっている。また、タクシーの営業時間も短く、営業時間外での移動手段の確保が難しい状況である。さらに、本町は県内一の面積を誇り、町内には水上温泉郷やアウトドアアクティビティをはじめとした様々な観光資源を有しており、インバウンド観光客もコロナ前の水準の94%まで戻ってきているものの、観光客の移動手段は不十分な状況にあり、二次交通の充実も大きな検討課題となる。
- 併せて、住民の移動手段の確保や二次交通の充実を実現するにはどのような施策が適しているか、地域交通における関係者間での認識不足もあり、具体的な打ち手を地域横断で検討し実装していく取組が不十分な状況が続いている。また、町内での移動に限らず、市町村をまたいだ広域的な移動サービスの維持確保も喫緊の課題となっている。
- こうした中、本事業では、他地域における交通再編の施策を参考にするとともに、住民アンケート等を通じた「潜在ニーズ・ペインポイントの抽出」を実施し、「既存交通資源把握」に基づいた実践的な地域交通のR・Dデザイン手法を学び、推進する人材を育成する。また、住民の高齢化も進む中で自家用車に依存しない移動手段の確保や二次交通の充実を図るために、住民や観光客のニーズを可視化し、地域交通における関係者間での認識を合わせた上で、地域にマッチした新たな移動手段（住民参加によるボランティア運送、観光関係者による自家用有償旅客運送（ライドシェア）等）の導入等、新たな地域交通施策を立案することを目的とする。
- (4) 業務内容  
ア 人流データ取得および分析とそれに基づく講義・ワークショップの実施

- ・みなかみ町内拠点を中心とした人流データの分析
    - ① 平日・土日祝日別
    - ② 時間別
    - ③ 年代別
    - ④ 移動元地区別
  - ・上記調査にかかる報告書の作成
  - ・上記調査に基づく講義・ワークショップの企画・資料の作成
- イ 住民アンケートの実施・分析とそれに基づく講義・ワークショップの実施
- ・1,000部から2,000部を配布するみなかみ町内住民アンケートの実施
  - ・上記アンケート調査にかかる報告書作成
  - ・上記アンケート調査に基づく講義・ワークショップの企画・資料の作成
- ウ 共創・MaaS実証プロジェクト（モビリティ人材育成事業）の運営支援
- ・講義・ワークショップの企画
 

行政担当者／住民代表／地域交通事業者／観光関係者／福祉事業者等の関係者を集めた、人流データやアンケートデータに基づいた実践的な地域交通のR・デザイン手法を学べる講義・ワークショップを企画する。
  - ・企画に基づく講義・ワークショップのコンテンツ作成
  - ・講義・ワークショップの進行およびファシリテーション
 

地域交通のR・デザイン手法を効果的に参加者に理解いただくために、講義・ワークショップでは積極的に参加者とコミュニケーションをとりながら、参加者と一体になった進行を実施する。
  - ・講義・ワークショップの参加者アンケートの実施ととりまとめ
  - ・上記講義・ワークショップにかかる実施報告書作成
 

共創・MaaS実証プロジェクトへの中間報告の支援と、最終報告書のとりまとめ支援を実施する。

(5) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

(6) 委託費 27,874,000円（税込）以内  
 ※委託費は業務期間の予算額(予定)であり、予定価格ではありません。

## 2. 参加資格

- (1) 公告の日において、令和6・7年度みなかみ町競争入札参加資格者名簿(財務規則第139条第1項に規定する名簿)に登録されている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はみなかみ町暴力団排除条例(平成24年条例23号)第2条

の規定に該当しない者

- (3) 本業務委託の公告の日から、契約締結の日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱(昭和61年4月1日群馬県要項)第2条第1項およびみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱(平成17年告示9号)第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないほか、次のいずれにも該当しない者
- ア 手形交換所により取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象工事の入札前6ヵ月以内に手形または小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 過去5年間(令和元年度以降)に以下の類似業務の実績を有していること。
- ア 地方自治体と連携したモビリティ人材育成業務

### 3. 選定方式および選考日程

#### (1) 選定方式

##### 公募型プロポーザル方式

本事業は、住民の高齢化も進む中で自家用車に依存しない移動手段の確保や二次交通の充実を図るため、「既存交通資源把握」に基づいた実践的な地域交通のリ・デザイン手法を学び、推進する人材を育成し、地域交通における関係者間での認識を合わせた上で、地域にマッチした新たな移動手段の導入等、新たな地域交通施策の立案を行うものである。そのため、専門的な知識と豊富な経験を有し、本町をとりまく情勢を十分理解した上で、優れた提案を行う事業者を選定することを理由として公募型プロポーザル方式を採用する。

#### (2) 選考日程

公募開始(実施要項の公表)	令和6年6月19日(水)
参加表明 企画提案書等の提出期限	令和6年7月4日(木)17時まで
質問受付	令和6年6月27日(木)17時まで
質問への回答	令和6年7月1日(月)まで(随時)
参加資格確認通知	令和6年7月5日(金)頃
一次審査(書類審査)	令和6年7月10日(水)
一次審査結果通知	令和6年7月11日(木)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月19日(金)
二次審査結果通知	令和6年7月22日(月)

#### 4. 各種様式

プロポーザルの各種様式は、次による。

- 質問書(様式1)
- 参加表明書兼誓約書(様式2)
- 辞退届(様式3)
- 企画提案書等提出届(様式4)
- 企画提案書(任意様式)
- 会社概要書(様式5)
- 業務執行体制(様式6)
- 業務工程表(任意様式)
- 参考見積書(様式7)
- 参考見積書内訳書(任意様式)
- 暴力団排除に関する誓約書(様式8)

#### 5. 参加表明および企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月4日(木) 17時 必着
- (2) 提出書類 (下記(ア)・(イ)・(ケ)・(サ)・(シ)は1部、その他は正本1部、副本5部とする。副本は、業者名等を非表示または塗りつぶすこと)
  - (ア)参加表明書兼誓約書(様式2)
  - (イ)企画提案書等提出届(様式4)
  - (ウ)企画提案書(任意様式) ※
  - (エ)会社概要書(様式5) ※
  - (オ)業務執行体制(様式6) ※
  - (カ)業務工程書(任意様式) ※
  - (キ)参考見積書(様式7) ※
  - (ク)参考見積書内訳書(任意様式) ※
  - (ケ)暴力団排除に関する誓約書(様式8)
  - (コ)2. 参加資格(5)に定める実績が確認できる書類(契約書の写しや成果品等) ※
  - (サ)企画提案に関する上記全ての電子データを収めたCD-R
  - (シ)参加資格確認通知書発送用に84円切手を貼付した返信用封筒※…副本に綴じ込む書類
- (3) 提出方法 持参または郵送(必着)  
持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時00分まで受付を行う。  
郵送の場合は、発送状況等を追跡できるものとする。
- (4) 提出先 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

- (5) その他 各提出書類ともA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

## 6. 質問および回答

- (1) 提出期限 令和6年6月27日(木) 17時 必着
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 メールまたはFAX  
質問書の送信後に受領確認のため、送信した旨を企画課企画調整係へ電話連絡すること。
- (4) 提出先 E-mail: office-kikaku@town.minakami.gunma.jp  
FAX: 0278-62-2291
- (5) 回答方法 令和6年7月1日(月)までにみなかみ町公式ホームページ内にて随時回答する。
- (6) その他 本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査および評価に関する質問は一切受け付けない。

## 7. 審査等

### (1) 一次審査(書類審査)

事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。なお、応募多数の場合は、提案内容や類似業務の実績等に基づき審査員による予備審査を行う場合がある。

ア 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付する他、一次審査通過者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

イ 実施時間 1者につき40分(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑10分、片付け・退出5分)

ウ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

エ 選考方法 (ア)実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ)審査員が「(3)評価基準」に基づき点数付けすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査員ごとに合計点を算出し、より多くの審査員から1位を得た参加者を優先交渉権者とする。1位が同数の場合は、評価項目「企画力」の評価点の合計が最も高い者を選定する。ただし、それらも同得点の場合

はそれらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

(ウ)参加者が1者になった場合でも評価を行う。

オ 結果の公表 令和6年7月22日(月)

二次審査へ参加した参加者に審査結果を通知する。

カ 留意事項 (ア)当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ)プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は許可する。当日使用するプロジェクター、スクリーンはみなかみ町で用意する。

(ウ)プレゼンテーションおよび質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

### (3) 評価基準

評価項目	評価内容	配点 (合計35点)
業務実施体制	・本町との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	5
業務実績	・類似業務(モビリティ人材育成業務)の実績があるか。	5
目的の理解度	・本業務の背景、課題や目的、関係法令等必要な知識を有しているか。	5
企画力	・本町の地域性を活かした新たな地域交通施策を立案するため、適切かつ有益な提案がなされているか。 ・町内での移動に限らず、市町村をまたいだ広域的な移動サービスの維持確保の視点を盛り込んでいるか。	15
見積額	・業務目的を達成でき、かつ経済的な見積額の提案となっているか。	5

### 8. 契約の締結等

ア 優先交渉権者とは、随意契約による方法で契約する。

イ 優先交渉権者との契約が合意に達しない場合または失格事由もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であ

った者から順に交渉を行うこととし、アと同様の方法により契約する。

## 9. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格を有しない場合、または提出書類等の記載内容に虚偽があった場合。
- イ 提出期限を過ぎた提出があった場合。
- ウ 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合。
- エ 2案以上の提案を提示しようとした、またはした場合。
- オ 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- カ 予算上限額を大きく下回る金額揭示を行い、公平な技術競争を阻害すると認められた場合
- キ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- ク 公正を欠いた行為があったとして審査員が認めた場合。

## 10. 留意事項

- ア 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- イ 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本町の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案書にすべて帰するものとする。
- オ 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表または使用することはできない。
- カ 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- キ 提出された企画提案書等は、みなかみ町情報公開条例(平成17年条例第5号)に基づき、公開することがある。
- ク 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- ケ この実施要項に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等、関係法令等の定めるところによる。
- コ 本事業は、国土交通省が令和6年度に実施する「共創・MaaS実証プロジェクト(モビリティ人材育成事業)」の補助金を活用する予定であり、現在申請中である。このため、不採択または減額採択となった場合等には、本事業の募集・選定手続きについては変更・中止する場合がある。また、受託事業者は本実施要項および事務局より別途指示する国交省が示す要綱に沿った業務遂行とすること。

## 1 1. その他

審査等に関する内容については、参加者数等の状況により、日程、審査基準等を変更する場合があります。その場合には、参加者全員に通知するものとする。

## 1 2. 事務局

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 企画課 企画調整係 担当：鈴木、須田

TEL：0278-62-2280(直通)

FAX：0278-62-2291

E-mail：office-kikaku@town.minakami.gunma.jp